



ISS Comparative Regionalism Project

C R E P

<http://project.iss.u-tokyo.ac.jp/crep>

東アジア憲章案

CREP Seminar 20

中村民雄・須網隆夫・佐藤義明

2007年5月22日

これは2007年5月22日のセミナーの口述記録を要約整理したものであり、

転載・引用等の利用は出来ません

CREP 地域主義比較プロジェクト

第20回月例公開セミナー

2007. 5. 22

「東アジア憲章案」

中村 民雄（東京大学社会科学研究所）

須網 隆夫（早稲田大学大学院法務研究科）

佐藤 義明（広島市立大学広島平和研究所）

丸川（司会） 時間になりました。今日は発表者も多いので、スケジュール通り 3 時になりましたので始めたいと思います。今日の CREP 月例セミナーは「東アジア憲章の提案」ということで、東アジア共同体の基本法のようなものと理解していますけれども、それについて 3 人の発表者の方からご発表をいただきます。

東アジア憲章の提案

中村 民雄

それでは、東アジア地域主義の将来を構築していく上で、我々が必要であると思っている東アジア憲章というものについて、今日をご説明をしたいと思います。

まず、私（中村）のほうから最初に、なぜこの憲章が必要だと思うようになったのかという経緯ないし背景をご説明します。その後で、我々がこれまで 6 回程度、法学班と称しまして会合してきた結果、大体において合意してきた内容について、3 つのパーツにわけてご説明しようと思います。1 つ目が総則にあたる部、2 つ目が具体的な政策領域についての部、そして 3 つ目が組織についての部です。それぞれ総則については私が、政策部分については須網先生が、そして組織については佐藤先生がそれぞれ主に起草されましたので、ご説明にあたるということにしたいと思います。

そして、法学班のほうでは、内在的な目というよりも半ば外在的な、批判的な目というものも必要とっておりましたので、憲法学がご専門の東北大学の山元（一）先生にも時々お越しいただき、忌憚のないご意見をいただきました。今日もコメントを、後でいただくということにいたします。ともあれ、早速入っていきたいと思います。

お手元の私のレジユメをご覧ください。東アジア地域主義の現在の特徴について、昨年度の CREP 国際会議等でも明らかになってまいりましたけれども、基本的には特定の目的に限定された、機能的な主題別の会合のフォーラムが多数設けられているという大きな特徴を持っています。例えば、安全保障全般に関していえば、ASEAN が中心になりまして、ASEAN Regional Forum、ARF と呼ばれるものがあります。それから経済関係については、1990 年代から太平洋ワイドに、APEC というものがあり、あるいは ASEAN そのものが AFTA を始める。そして 97 年の通貨危機以降は、日本も韓国も中国も、それぞれ FREE TRADE AGREEMENT、FTA を域内の諸国、あるいは太平洋の対岸の南北アメリカの諸国などに結ぶというようなことをやってきたわけです。そういった機能主義的で主題別の会合が積み重なって、全体として統率のとれていない場の重層が展開してきたのが、東アジアの地域主義の現状であろうかと思えます。

その点を図にしたのが、レジユメを横にしてみましたとして、その諸会合の重層構造図です。真ん中のほうに ASEAN10 カ国がありまして、それをとりまくように、日本、あるいは中国や韓国といったような国、いわゆる ASEAN プラス 3 と呼ばれる諸国ですね。そして、さらにインドやオーストラリアやニュージーランドなどを加えたものが、いわゆる東アジアサミットとして、最近ですけれども、会議を持つようになった集合体であります。さらにその外側には、例えば先ほど申し上げました ARF。これは東ティモールだとか、モンゴルだとか、そういったものを含めた広い枠組みになっています。APEC は少しずれてまして、それ以外に今度は南北アメリカの側の、例えばメキシコであるとか、アメリカであるとか、チリであるとかを含めたものになっているわけです。こういうわけで、あちこちとそれぞれ会合の場は増えた。しかしながら主題別であって、相互のリンクというのが必ずしも明確でないというのが、これまでの特徴であつたらうと思えます。

そのことの帰結のひとつでもあります。例えば日本と中国や日本と韓国といった 2 カ国間関係をとっても、あるいは日本と ASEAN という多国間関係をとっても、積年の未解決の課題に対する新しい対応というのが、この新しい枠組みの中からは生まれてないわけです。基本的には、例えば島の領有権をめぐるってはいまだに対立が続いておりますし、それから日中、日韓の関係で言えば、広い意味の戦後処理が必ずしも決着がついてはいえない。それから ASEAN との関係で言えば、個別の FTA を交渉しているだけで終わるのか、それとも包括的なものをするのか、するにしてもどこまでいくのか、WTO との関係はどうなるのかといったようなことについて、特に提言があるわけではないようでありま

して、中国と日本とでどちらが先にするかという FTA 競争をやっているのが現状のように思います。こういうわけで、積年の政治的、経済的な課題に対する対応策を示さないまま、ただアドホックにやっているというのが、2つ目の特徴であるように思っています。

そのことを言い換えると、これから 20 年、30 年先を見越した長期目標というものを立てていないということが言えると思います。立てていないというよりも、それぞれの国が立てているかもしれないが、この地域の国々が共有していない。貿易に関しては、なるべく多角的に自由化したいという、非常に長期的な要望はあるのでしようけれども、しかし例えば 10 年単位くらいで何をしたいのかというのは、ASEAN 諸国内ではあるこそすれ、ASEAN と例えば中国や日本や韓国といった、いわゆる ASEAN プラス 3 の間での共有なものはない。ですので、積年の課題が解決されていない。それから長期目標の共有もないといったような、そういう状況があると思います。

他方で、これまで APEC 以来ずっと続けられている一つの主題として、この地域の地域主義のあり方として、「開かれた地域主義 (Open Regionalism)」という標語が繰り返し提唱されてきました。これは主に経済関係からみた場合の Open Regionalism の提唱です。すなわちこの地域は地域内だけで自己完結しない特徴があると思います。地域の線をどこに引くかはともあれ、例えばアメリカ、あるいはヨーロッパといったような国々との間で、貿易や交渉をすることが常に求められているのがこの地域だ。域内だけで線をひっぱって閉じこもるのではなくて、常に世界に関心をもち、また世界に関心を引きよるようなことをせざるを得ない地域である。ですので、常に「開かれた」という言葉を使って、地域主義に内在しがちな閉鎖性を打破する要請が常にある。これがひとつの特徴といえるでしょう。

とはいえ、それならば世界との関係でなんらかの秩序構想があるのかといえば、これはないわけですね。WTO を尊重するとかいう類のことは言いますが、それを超えたことは何も言わないわけです。ですので、開かれたといいつつ、開かれてその後どうしていくのかという点については構想もない。そういう特徴もあります。

それから別の特徴ですけれども、この地域の多くの国々の有力な政治、あるいは経済——法律についてもそうですが——の論者たちは、いわゆる法というものに対する忌避があります。法を強制の手段、統治の手段としてだけ見る傾向が強くて、法に秩序を構築していくような、理念を共有させるような、創造的な面があることについて目をつぶりがちです。ですので、かつてヨーロッパの EC 諸国がそれをしたように、数年前まで敵対していた国々の間で、理想を共にしたものを法規範として共有していくといったようなカルチャーが、

この地域には非常に弱いという特徴もあるように思います。

そのことはもうひとつの特徴に結びつくのですが、とりわけ東南アジア地域にそうだけれども、いわゆる主権を持った国家あるいは国民という幻想のもとに成り立つ国民国家、こういったものの経験が浅いという国が多い。ですので、法に対しても、特に国際法から縛られることに対して忌避的でありまして、国家主権を尊重し、そして内政干渉を忌み嫌うといったような態度が一貫してみられます。そういうわけで、この地域において法を語るということは、常にその統治の手段と勘違いされる危険がある。もちろん法にはそういう面もあるんですが、それだけではない。そこが曲解されてしまう。あるいは国家主権の温存言説との間での緊張を生じるといった特徴を持つことになります。

しかしながら、そういった特徴は、国家ないし政府との関係において特に現れる問題でありまして、視点を私人、企業、民間団体、あるいは地方の自治体レベルに移してみますと、この間では部分的な秩序構想がみられます。例えば企業は多国籍化して、生産の効率を求めて、地域内にすでに活躍して 20 年以上たつわけでありまして。もちろんその変遷の仕方は時期によって変わってきましたが、いずれにせよ、一定の私的な自治の下で秩序を作っていくといったような活動は、なんら阻害されずに進んできている。

中国という問題がひとつだけあります。中国は法そのものについて、体制を変換させながら作っていくという課題を抱えていますので、中国との関係では確かに私企業といえども、何らかの法的不安定を抱えながら、秩序を構想しなければならないという課題をつきつけられます。ですが、それ以外の国については、比較的安定した、私法の秩序構想というのが可能になっているように思われます。

こういうわけで、この地域をただ政府間の関係として見るだけでは足りないわけで、私人間の、あるいは非政府間の秩序構想もあって、それを活かしていくという視点も必要だと思います。

最後のポイントです。こういった東アジアの、スターティングポイントとして ASEAN とプラス 3（日中韓）くらいを中核の概念に事実上すえようと考えているわけですが、こういった東アジア地域の中で最も国家間協力、ないし越境的な人々の協力という経験が進んでいるのは、ASEAN です。ASEAN の諸国は、明確な法的根拠を必ずしも持たないまま、しかしながら、時代そして社会の変化につれ合意をとって、ある程度の越境的な秩序構想を実現してまいりました。ですので、この ASEAN の実践と提言の集積を参考にすることは、ひとつの重要な手立てになるだろうと、我々は考えているわけです。

こういうわけで現在の東アジア地域主義の現状というものは、全体において統率がとれていない。それから国家中心であると法的な装置が嫌われる。私人間はある程度働くけれども、不安定を抱えている。そして ASEAN のような非法律的な事実上の協力アプローチのが、比較的有効性を持ってきた。こういった特徴がある地域だと思うんです。

問題点もすでに触れましたけれども、このことはしかしながら、現状の安定化とか直近の問題に対する安定化の方向は示すでしょうけれども、10年、20年先、あるいは世界との関係といったような、よりワイドの視点に立った時の構想は、なんら示さないわけです。ですので、我々は10年先、20年先といったような秩序の構想、あるいは現在作られては壊されている世界の次元での秩序構想との関係付け、といったものが必要であろうと考えているわけです。

そこで、武器として法律を使ったらどうかというのが、我々の発想なわけです。その際も、EUのような強固な法の支配に基づく法共同体を構想するのではなくて、それは最終的にそうなるかもしれないけれども、現段階ではそこまでを一気に構想するのではなくて、必要最小限の部分について法的な規律づけをし、むしろ法に期待するものは、秩序構成的な、構築的な役割、理念共有的な役割。そちらに重きを置いてはどうかと考えたわけです。

もう少し具体的に言いますと、一定の共有すべき価値や理念は明示する。その価値や理念を共有しつつ、一定の制度や手続に合意をする。そのうえで、地域ワイドの問題と認識できるような問題が何なのかを一定の手続にのせた話し合いの場で発見し、自己規定し、具体的な政策へと転換していく。そういう制度手続中心的な共同体ないし協働体。これを共同体と呼ぶかどうかはともあれ、協力体制を構想してはどうかということです。

そういうわけで、我々は最初から EC や EU のような壮大な法共同体を構想するのではありません。そうではなくて、必要最小限の手続規範、共有すべき積極的価値、実体価値を提示して、これまでばらばらであったいくつかの場を、ASEAN+3 を中心に整理することを構想するわけであります。

先ほどの図をもう一度見ていただきたいのですが、この図の真ん中の部分に ASEAN+3 という13カ国が位置しています。この事実上たまたまそうなっている状態を逆手にとって、まさにこの ASEAN+3 の諸国が中心、心棒になるような、手続共同体を作ってはどうかと構想するわけです。ほかのフォーラムを使うにしても、そのフォーラムで意思決定する前に一前にというのは相対的な問題ですが—それに際して、この13カ国は必ず話をするといった手続を取り入れる。そうするならば13カ国がコアになって、ほかのフォーラムでの話

し合いも、統率をすることがある程度はできるのではないかと考えたわけです。従いまして、これからご説明いたします東アジア憲章というものは、大きく言えば手続構想的な、最低限の実体価値を共有しつつも主として手続構想的なものであって、かつ事実上 ASEAN +3 という諸国が中心的な役割を果たすような秩序構想ということになるわけです。

次に第 2 のところに入ります。東アジア憲章の基本構想です。そこにも述べましたが、まず東アジアとは何かという問題が常に問われます。これについては、これは地理概念ではなくて、政治概念であると我々は答えたいと思います。今申し上げたように、事実上ばらばらに成立したフォーラムにすべて共通するメンバーとして、ASEAN プラス 3 というメンバーを中心にしますので、その地理範囲は基本的にその 13 カ国の範囲ということになるわけですが、だからといってそこに限定するのではなく、それら諸国が率先するという意味です。あとから付け加わってくる諸国があれば、そしてこの憲章に掲げるような価値と手続きを共有する限りは、それは政治的な意味での東アジアと呼んで差し支えないという立場です。そこに書きましたように、「憲章に掲げる共通な地域的課題に憲章の制度を通してコミットする」諸地域を「東アジア」と逆に呼ぶというものです。

それから第 2 のポイントは、すでにそういった、成立したいくつも重層的にある国際的な枠組みについては、これを壊すのではなく、むしろ使っていくという方法にあります。この 13 カ国の協力が成長するにつれて、事実上不要になる枠組みもあるかもしれませんが、そのことを議論するのではなくて、むしろそれぞれの枠組みはそれぞれの使いようがあると考えます。

そして、3 番目のポイントとして、この東アジア憲章の制度が作るものは、共通課題が何かを認知する手続であり、そして認知した上でのその共通課題の対応策をある程度決定していく機構であります。この場合の決定も、法的な意味で縛る決定であることも、まれにあるかもしれないが、大部分は単なる行動計画のようなものを共有するといった構想です。

とはいえ、4 番目のポイントですが、地域的に協働するからには、やはり共通課題の認知の土台となる価値や原則の提示も必要であります。そして合意形成のための組織的な準則も必要ですので、その点について法的に表現してみるということでもあります。

それから具体的な協働のメリットや目標をやはり長期的な課題として掲げることは大事だと思われますので、それを憲章に掲げる。そしてより中・短期的な問題については、行動計画などを、参考的に附属書で書いてみることも、今の段階では考えています。

それから 6 番目のポイントは、掲げる共有価値や原則、それから具体的な政策領域での

原則は、世界秩序の形成に貢献できる内容に、それに逆らわない内容になるべくするという事です。もちろんすでにある世界秩序のほうが、常に正しいとは限りません。したがって、我々のほうで変化が必要であると思うことについては、積極的に提言する部分もあるかもしれません。しかし大概においては、基本的にこれまで認知されてきた世界秩序構想の原則といったものを共有する形で、この憲章を構想したいと思っています。

それから国家中心的になるばかりではなくて、やはり私人の活躍、Non-governmental なものの活躍も、この秩序の構想の中に入れていきたいというのが、我々の主張でもあります。したがって、それを基本的には共通課題の認知の部分、それから共通課題に対する対応の部分の両方に、何らかの形で諮問的に入れていける、助言的に入れていけるような制度にできればと考えています。

以上のような大きな構想の下で、我々は以下のような構成で考えました。前文、目的規定、目標規定。協力原則、これは共有する原則のことですね。そして、政策原則、組織規定、最終規定、附属書。大体こういうふうな構成でこの憲章をまとめてはどうかと考えているわけです。

ごく簡単に、それでは総則の部分についてご説明します。レジュメの 2 ページです。英文でやや読みづらいかと思われませんが、簡単に日本語で柱立てを書いております。前文においては形式上、これはやはり条約形式をとるのが最も安全であろうということから、諸国政府間の合意という形をとってはどうかと提案しています。そして、その合意の基礎となるこれまでの経緯として、今まで申し上げたような考慮から、ASEAN の成果、そして ASEAN プラス 3 の成果、そして東アジアサミットの成果、こういったようなもの、いわゆるコアになるものですね。そしてコアだけではなくて、East Asian Summit を入れたのからわかるように、政治概念としての広がりのある東アジアにもなりうるということを示唆するために、East Asian Summit なども入れているわけです。こういった経緯を基にして、そして次の文章は未確定ですけれども、その非政府のシンクタンクなど、これまでの地域構想も参考にしてといったようなのを入れました。そして実質的に我々は国境を隔てずに、歴史的、地理的、文化的な紐帯、我々を結びつけるものがすでにあるのだというようなことを想起して、といった確認文言の基に、次に掲げる 4 点を告げるわけです。

協働の目的は、まず和解・平和・安定・繁栄といったものであると。和解というのは、積年の課題に対する解決がなされていないと、私が最初に批判した部分に対する答えです。第 1 文になっている **renewing** で始まる文章は、これはこのままでいいかどうかわかりませ

んが、実は日本国憲法の前文の英文の部分でありまして、戦争の惨禍が二度とないようにという類の文章であります。そしてその 2 文目が、この和解をしたい。その和解を、単に誰にいくら払ったといったような短期的なものではなくて、政治家のとんでもない言説がもう二度と起こらないように、ever lasting な reconciliation にしたいという言い方になっています。そしてそれを基に平和・安定の秩序を構想していく。そして、経済的にも文化的にも豊かになっていくといったようなことを書いているわけです。

協働の目的には、もうひとつ世界秩序とのリンクがあります。したがってそれについても、世界秩序との調和的な秩序形成であり、相互補完的な秩序構想であるということ、次の文章で書いています。そして、協働の目的のより実質的な、みんなに見えやすい説得根拠は、もはや国内、国際問題というものは分割できないで、一体化して処理しなければならないという時代になっているということです。そればかりではありませんが、それが多ということです。ですから、多元的に対応する必要があつて、現在東アジア地域をみるならば、これは国家レベルといわゆるグローバルレベルの 2 つはあるけれども、真ん中の地域レベルというのがないじゃないか。だから、それを補完するようなものを作るんだということを述べているわけです。

そこで、どんなものを作るのかというのが 4 番目のポイントで、先ほど申し上げたような、和解・平和・安定・繁栄などを求めるための、手続的な共同体にするとか、紛争——これはあらゆる紛争ですけれども——は、常に平和的解決をしなくちゃならないとか、それからオープンで transparent (透明) なマーケットにするんだとか、協力をするにしても、法的にがんじがらめにするんじゃなくて、flexible ways (柔軟な方法) を認めるんだとか、そういうようなことを言っているわけですね。そして最後の文章は、「are determined to establish」のところですが、ASEAN プラス 3 というのが第 1 段階でのベースになると表現していて、これに閉鎖的に特化するのではない。ほかの国も後から賛同し、署名するならば入ってこられるということを、ここでも強調しているわけです。

こうして前文を書いた後、目的、目標規定を掲げています。ここはもう繰り返しになるので読みませんが、3 ページ目についていただくと、活動目標として、やや抽象的だった前文を具体化して、安全保障、国際犯罪・保健衛生・災害に対する相互援助、そして緊急食料協力、格差の是正、これは地域ワイドの格差の是正ですね。そして、経済通商の繁栄や、汎東アジアネットワーク・エネルギー協力・金融・通貨協力、環境協力等々を掲げているわけです。これらの内容はあとで、須網先生のほうから政策規定についての

ご説明がありますので、そちらに譲ります。

そして、そういった目標に対して、常に広い利害関係者の参加を求めるんだということ、それから地域の多様性を考慮する、次世代に対しても考慮する、対外的にも考慮するんだということを念を押すわけです。

そして 4 ページ目で、共有する原則として、これはこの地域において、先ほど申し上げたような、国家主権の温存の関心が非常に強いことに配慮いたしまして、国家主権に対しては配慮する。しかしながら他方で、個々の人々の基本権や平等は譲れない価値であると認めて、これについても配慮すると。それから常に国際法秩序は尊重するんだと。それから武力解決はしない。武力解決は放棄し、平和解決を原則とする。それから協力する場合、1 国が他国を害するような、害他行為は禁止する。そして、国際法上の強行規範にあたるようなもの、例えば **genocide** とか、**ethnic cleansing** とか、**torture**、そういったものは一切認めないというようなことを書いています。この辺順序はこんなのでいいかどうかはともあれ、内容的にそういうものを繰り返して、最低限これは守っていただきたいというものを挙げているわけですね。そして、**Charter** で書いている内容については、誠実に協議し履行するのだという義務を課している。

そして、地域協働の実体的諸原則としては、開かれた地域協力であるということ。それから格差是正と互助の精神でもって、地域のいわば生活水準の底上げを図るということですね。そして、民主主義等の基本原則は常に尊重していき、世界秩序に貢献するんだと。こういったようなことを、ややくどいですが、繰り返し、繰り返し書いているというのが、この総則の部分になるわけです。

以上が私のほうからの報告であります。引き続きそれでは政策規定について須網先生、そして組織について、佐藤先生のほうからご説明いただきたいと思います。よろしく願いします。

東アジア共同体憲章政策論

早稲田大学大学院法務研究科 須網 隆夫

早稲田大学の須網でございます。それでは政策編について、私のほうから簡単に話させていたいただきたいと思えます。皆さんのお手元の「東アジア共同体憲章政策編」にご注目ください。

最初にお気づきになったと思うんですけども、私は共同体というところを、いわゆる EC と同じような、欧州共同体という、ひとつの共同体という言葉を使ったんですけども、中村先生のほうのレジュメでは協働、2 ページに出てきます地域協働体、共に働くという言葉も使われており、ここは実はちょっと違うことで、十分に調整ができていない部分もありますので、その辺はご了承いただきたいと思えます。

さて、政策事項の条文が規定してあるわけですけども、最初に一般的な話をいくつかしておいたほうが良いと思えます。最初にこのいわゆる憲章に規定されるべき政策領域の範囲ですけども、どういう考え方でこれを考えたかといいますと、東アジアのさまざまなフォーラムが今あって、そこでいろんな領域についての協力が議論されております。そういった協力を基礎にして、全体的な枠組みを構想したというのが、まず対象領域の選定にあたっての考え方です。

ですから各分野、各フォーラムで議論されてきているものを全体的に集めてみて、まずそれをベースにする。これはやはりこういったような、最終的に各国政府が賛成してくれないわけですから、実現可能性というようなことを考えた時に、一定程度、一部の国の間であるにせよ、すでに協力がスタートしているものについては、できるだけ取り込んでいこうと、こういう発想になっております。

ただし、先ほどやはり中村先生のご説明にあったように、このアジアのさまざまなフォーラムというのは、それぞれあまり相互の関係なく、独自に、言い方を変えれば好き勝手に行われている。そういうところから包括的、総合的に考えた場合に、やはりここに穴があるのではないかという部分も当然ございます。したがって、この東アジア憲章の目的とか理念に従って、さらに必要な領域、課題があると考えられた場合には、気がついた範囲内でそれらについても付け加えております。欠けている部分があるのではないかと考える時には、当然先行的な地域統合の例である EU の経験なども参考にしております。

それから、それらの範囲について具体的な協力ということを考えているわけですけども、これもやはり先ほどお話がありましたように、各国の主権尊重、コンセンサスによる

主権請求等、当然である前提として考えています。そういったことを前提にした上で、抽象的な規定と、具体的な行動計画の組み合わせという方法を考えておきまして、抽象的な規定については一応の条文がある。それから行動計画については、行動計画で定められるべきであろうと思われる課題を、事項的に明示するというふうに考えています。

今、私は中村先生のレジュメを読んでいて思ったんですけども、結局具体的なことは行動計画で書きますので、憲章の条文案自体については、政策領域についても、比較的抽象度の高い定め方になるだろうと考えていたんです。そうしてみると、中村先生が書かれた目的の部分と、実は結構だぶっているというか、同じようなことしか書いていないような憲章の規定というのも結構あって、この辺からさらに考えないといけないだろうなと思いました。

さて、一応第 1 条から簡単に見ていきたいと思うわけです。第 1 条については、今お話ししたような、行動計画と憲章の条文自体との、それぞれの役割分担というようなことを規定しております。それから便宜的に、次に政治というグルーピングで、第 2 条からずっと書いてあるわけです。ここはタイトルだけ見ていただければわかるように、地域安全保障、保健衛生・災害、国際犯罪、食料協力、格差是正・貧困対策と、こういったようなことが 2 条から 6 条に規定されております。これはいずれも、地域における政治的な不安定を惹起するような要因に対する対応ということを念頭において、これらの条文を考えてみました。各条文でそれほど具体的なことは書いていないわけですが、行動計画のところを見ていただきますと、多少そのイメージをわかせていただけるのではないかと思います。

7 条からは今度は経済ということで、経済通商、金融・通貨協力、エネルギー協力、汎東アジアネットワークという条文を置いております。これらは地域の経済発展のための対応という位置づけで、この 7 条から 10 条までの条文というものを置いております。

そして特に 7 条の経済通商については、これはページで言いますと 9 ページですけども、経済連携議定書というものを置いております。これは普通に考えれば、やはり東アジア各国間の共同というのは、経済的な結びつきということを重視せざるを得ないんだろうということで、特にここは経済連携についての議定書ということで、より詳しく書いてあるわけです。ここはすでに域内で締結されている、いわゆる EPA、経済連携協定に含まれるべき内容、もしくは現在含まれている内容を確認するというような内容になっております。

例えば、第 1 条では自由貿易地域云々ということに触れております。先ほどの 7 条と経

経済連携協定書を両方合わせて、経済連携に関係するところの全体像が明らかになるという構想になっているわけですが、具体的なその 7 条では、7 条の 1 項ですが、いわゆる保護貿易措置を廃止して、競争法によって代替するという、そういうレベルの、そういう市場統合度を持った経済連携という、こういう書き方をしているわけです。

ここはちょっと考え方が分かれると思うんですが、例えば日米、日 EU の、実は EPA などというのも、どうも準備段階に入ってきております。そういう状況の中で、日米、日 EU といったような、いわゆる現在日本が締結しているような EPA と同じレベルの経済連携で、果たしていいのかどうかという問題意識が、実はあるわけですね。やはりここで一定の東アジア憲章ということを出す時には、むしろやはり単なる EPA プラスアルファと、より統合度の高いものが必要ではないか。またそうでなければ、あまりメリットがないのではないかという意識で、この辺は書いていくわけですが、果たしてそうみるべきかどうかということは、これはおそらく議論が分かれるところであろうということは、十分承知しております。

それから、次の 11 条からは社会・文化というタイトリングしておりますが、環境協力、社会・文化・技術・科学及び教育協力、自然人の移動、この自然人の移動は、経済連携協定の中にも出てくるわけですが、この 13 条のほうは、いわゆる経済活動に関係しない自然人の移動と。学生であるとか退職した人とか、そういうことを考えております。

それから最後に 14 条として、司法協力ということです。このグルーピングは、第 1 番目の政治のところでお話した、地域の政治的安定であるとか、それから 2 つ目のグルーピングの、地域の経済発展、こういったようなものを下支えするような、さまざまな分野における協力ということになるだろうと思います。ものによっては 1、2 とも、その中に含まれるような内容を持ったものもあると思いますけれども、一応便宜的に 3 のグループというふうに分けています。特に 14 条では司法協力ということを入れまして、これはやはりこの共同、東アジア憲章が目的に掲げている、法の支配の理念と関連しております、入れてみたということですね。

それから最後に第 15 条、これは直前になって私がふと思いついて入れたんですが、こういった協力の新しい分野が必ずしもこれで限定されているわけではない。それ以外の分野も必要に応じてやろうかというのが、第 15 条で、これは 3 の社会文化というグルーピングの中に入ってくるような形になっておりますが、それともさらに区別した、最後の、こちらの第 4 グループを考えても。大体以上で私の説明を終わらせていただきます。

東アジア共同体憲章案：組織・紛争解決手続

広島市立大学広島平和研究所 佐藤 義明

それでは最後になりますが、共同体の組織、及び行動原則の部分について、ご報告申し上げます。この部分は、大きく分けて3つの観点から考えました。

1つは主権の平等でございます。アジアの国々が主権にこだわっているからこういう条文を書いたというだけではなくて、むしろアジアの国々がなぜ主権平等を追求してきたかという歴史的な経緯を踏まえて、この憲章を書こうということでございます。というのは、中村先生もおっしゃいましたが、東アジアには、さかのぼれば、中国の冊封体制という華夷秩序があったわけですが、それを西欧由来の国際法を用いて主権平等の国家間の関係へと組み替えてきたわけでございます。東アジアの国々が克ちとってきた主権平等という価値を積極的に擁護するというのが、この憲章の1つの視点でございます。

しかしながら、第2の点になりますが、主権平等の主張によって、他の重要な理念が覆い隠されるおそれに対して、セーフティーネットを作る必要もあるだろうということで、この憲章では政府代表に対して、政府代表以外の主体の関与するチャンネルを、できるだけ多く盛り込むという視点も持ちました。

それから第3ですが、東アジア共同体が域外国あるいは域外の国際機構に開かれているものとするという点でございます。東アジア共同体が心棒になるといたしましても、いかに問題ごとに必要な国際組織なり、国家間のネットワークを柔軟に作るか、いかにそれをサポートする体制を用意するかを課題と認識したわけでございます。

つまり主権平等、非政府組織を媒介とする人々のエンパワーメント、それから域内、域外のイシュー対策的なネットワーク作りという3点から憲章のこの部分について構想したわけでございます。

条文にそってご説明をしたいと思います。

まず共同体の機関といたしましては、首脳会議、閣僚理事会、常設委員会、事務総長及び事務局、OBサミット、ならびに各国議会代表の会議を構想いたしました。このうち政府代表の機関は、首脳会議と閣僚理事会と常設委員会でございます。事務総長及び事務局は国際公務員という位置づけをいたしまして、政府代表に対置されるものとして、域内の公益を代表する担い手と位置づけております。OBサミットと議会代表の会議は、なんらかの形で共同体の決定に加わるというよりも、諮問機関という位置づけではありますけれども、経験を積んだ人たちの意見、あるいはコミュニティの代表とみなされる人々の意見を十分

コンセンサス作りに取り込むというアジアならではの伝統を生かすために、それをできる限り可能とするチャンネルを豊富化しようとするものです。

事務総長をどの程度の権威あるものとするかについては起草している我々の間でも議論がありましたが、この憲章のチャレンジングな部分の 1 つといたしまして、事務総長を各国の閣僚以上の経験者の中から選ぶという条文を提案いたしました。つまり事務総長という、政府の直接の後ろ盾をもたないある意味では裸一貫の人について、そのオーソリティを高めるために、構成国の国内で閣僚などに上り詰めた政治的なキャリアの延長として、この共同体の事務総長という職があるという位置づけをなんとか作っていかうということでございます。そういう意味で事務総長の職をリンクさせております。

事務局は、先ほども申しましたが、共同体という国際機構の中で、政府代表に対して共同体固有の利益を代表しているという意味で、その事務局をいかに充実したものにするかということが、共同体の発展にとってきわめて大切だろうと思えます。もちろん予算面で大きな制限がありうるということは理解できますが、例えばアジア地域の開発に携わる国連機関である ESCAP には、500 名程度の事務局員がおります。そのことを考えますと、東アジア共同体につきましても、専門家としての事務局員を、須網先生がご報告になりました諸分野に実効的に対処する協調的行動なり行動計画のスムーズな実施なりを可能にするために、例えば最初から 200 人とか 300 人ですとか採用する（一般職員は別に数百人必要となるかもしれません）ことによって、東アジアにおける地域的な活動の心棒としての実体を備えたものとなるのではないかと思います。ただしこの点は政治的な決断によりますので、この憲章草案では事務局員の人数までは書いておりません。

共同体の機関と位置づけられてはおりませんが、この機関という 1 章の中に書いている条文といたしまして、レジュメの 6 ページの下になりますけれども、登録非政府団体という制度を提言しております。これは先ほどの議会代表や OB のように、共同体自体の機関ではないけれども、共同体の活動に関与したいという非政府団体などの提供する情報を共同体に注ぎ込むチャンネルを設けるということでございます。

具体的に申しますと、例えば各国の行動が共同体憲章に違反したのではないかというレポートを非政府団体が事務局に通報することを認める。事務局はここでは技術的な事務局として、共同体のすべての機関に対して、その情報を伝達する。この共同体のすべての機関というところが重要です。つまり諮問機関である OB のサミット、あるいは議会代表の会議にも自動的に情報を送るようにする。そうすると、諮問機関は諮問機関なりの審議を

する。閣僚理事会では問題があまりにも政治的な場合にはそれを取り上げないことになるかもしれませんが、少なくとも諮問機関がそれを取り上げる余地を残しておく。諮問機関の見解の表明は、共同体の決定とは異なりますので、閣僚理事会なり首脳理事会は、それを聞き置くにとどめることができる。一方では、この非政府団体の中で、共同体がある程度リアルイブルだと考えるような団体の登録を認め、そこからの情報を共同体で共有するというシステムを作っておくことが、先ほど申しました人々のエンパワーメントにつながる。他方で、主権の側を保護するために、閣僚理事会がそれを議題とする義務は負わず、それを拒むことができるというセーフティーネットも張っておくということでございます。

7 ページ以降ですが、共同体の行動原則に移らせていただきたいと思います。ここで共同体の行動というのは、大きく分けますと、協調的な行動と行動計画の 2 つに大きく分かれます。協調的行動には、締約国間の協調的な行動をいかに確保し、それを支援するかと、共同体がそれ自身で、他の主題と協調的行動をとるというものでございます。

この共同体自身の行動につきましては、例えば上海協力機構の憲章では、上海協力機構が法人格を持つという条文が入っておりますが、東アジア共同体憲章で、その一文を入れるかどうかはともかくといたしまして、例えば国連、他の地域的機関、あるいは専門的機関との間で共同体が自身の名前で連携協定を結んだり、あるいはリンケージ・コミッションを作ったりすることができるようにすべきではないかということで、この規定を設けております。

前後しますが、共同体が国々の意思を置き去りにして先走りしてしまうのではないかと懸念をお持ちの方もおいでではないかと思えます。共同体の決定は原則としてコンセンサスに基づくということ、機関の決定の手続きのところ規定をしておきますと、共同体のその名において連携協定を締結する場合にも、締約国のコンセンサスがある場合に限ることになりますので、主権に対してそれほど侵害的ではないということになるのではないかと思います。

行動計画というのは、先ほど須網先生もご説明なさいましたが、憲章で書かれている政策分野について、例えば 3 年、5 年、10 年という、短期、中期、長期の行動計画を立てて、それ自体は法的拘束力を持たないけれども、それに基づく国別の実施措置について、閣僚理事会に報告を行わせ、閣僚理事会で審議をし、支援策や、明らかに悪意に基づいて、その行動計画を履行していない場合には、援助の取りやめですとかそういう形で、それに対して共同体の評価を表示していくという形で実現を図っていくというものでございます。

法的義務の履行というよりは、みんなで決めたことを履行しようじゃないかと、そういう意味での行動計画ですので、履行確保については、原則として報告をさせて、それをレビューし、ベストプラクティスを特定し、この程度の経済状況にある国は行動計画に従ってこの程度の行動ができるのだという指針を明らかにしていくというわけです。

9 ページの中ほどからは、紛争処理などについての条文がございます。これにつきまして、我々の中でもさまざまな意見がありました。須網先生が報告をなさいました経済連携議定書とセットにして、WTO 型、あるいは ASEAN・韓国自由貿易協定型の、パネルあるいは投資仲裁の手続きを定めるべきではないかという意見もあったのですが、とりあえずこの草案ではそのような手順を用意しておりません。

なぜ用意していないのかといいますと、1 つは、2 国間なりの自由貿易協定なり、経済連携協定なりでそれを決めればすむ話なので、憲章としては入れていないということです。もう 1 つは、域内固有の利益を保護するための紛争処理手続きについては、これは限定的に考えてよいと考えたからです。つまり、経済的な利害関係も、域内、域外を問わずきわめて密接にからまっており、域内固有の問題というのが果たしてどれほどあるのかというのは疑問です。安全保障の問題についても、例えば ASEAN 域内の紛争が、国連の国際司法裁判所ですとか、国際海洋法裁判所に付託される事例が近年増えておりますが、それは域内で決められないからこそ、利害関係のない第 3 者に委ねようとしていることの現われだろうと思います。

結局、紛争はそれが武力紛争に至らずに解決されればよいのであって、そのための手段は別に域内、域外を問わないという立場から、紛争の処理については概括的な規定のみをおいています。ただ、これについては、起草者の間でも異論がありますので、やはり域内で紛争を封じ込めて、そこで解決するような手続きを作るべきだというお考えがございましたら、ご指摘いただきたいと思います。

11 ページのいちばん上に、今述べました紛争解決における当事者自治の原則に対する唯一の例外が書いてあります。なお、申し訳ありませんが、レジユメの 11 頁のいちばん上を 3 の 3 条に直していただけましたら幸いです。

共同体の目的を決定的に損なう行動というのは、先ほど申しました主権の尊重、あるいは主権の尊重の具体的な現われである、コンセンサスによる決定という原則に対する唯一の例外として、ここに規定を設けました。同じ条項は、現在起草中の ASEAN 憲章でも問題になりました。共同体が一定の理念の共同体であるとするならば、その理念に決定的に

違反するような行動を見過ごすことはできないのではないかと、やはり、最終的な手段としては、その共同体の構成国としての資格停止などの制裁が必要ではないかということがありまして、このような条文を書いております。

ただし、この条文の不徹底なところは、除名ではなくて、資格停止までしか規定していないということでもあります。つまり、1項では閣僚理事会の勧告を、2項では首脳会議による資格停止の決定を規定しているわけですが、資格停止は6ヶ月に一度検証し続けて、ずっと続けることができるが、どこまでいっても除名はしない。つまり、最終的な絆は切らずに、共同体としてその国の利益を促進するような支援はもはやしないという状態で、共同体に支援を求めて帰ってくるのを待っているという状態に留めるということでございます。

駆け足ではございますが、共同体の財政というところにまいります。基本的に分担金はGDPに比例して按分する。ただし、経済状況が悪い国については、それを割引する制度も設けるということでございます。これは、私の個人的な見解で提言させていただいたものですが、分担金は米ドルではなくて、域内通貨のいずれかで払うという1条を入れるというのはどうかと思います。というのは、ACUという東アジアのバスケット通貨をつくろうではないかという提案が長い間繰り返されてまいりました。もちろん抵抗も多いので、具体的にどこまで実現可能性が高いかはまだ明らかではありませんが、東アジア地域経済の脆弱性を少しでも小さくしようとするならば、米ドルへの過度の依存を脱しなければならぬと思われまますので、ACUを1つの計算単位として、具体的には締約国いずれかの国の通貨による納入を制度化しておきますと、金融の面での共同体意識が高まるのではないかと考え、付け加えさせていただきました。

最終規定について3点だけご説明いたしますと、まず、1つは、この憲章は批准を必要とする条約という形式をとることにしたということでもあります。憲章は、当面の加盟国となるであろうASEAN10カ国プラス日中韓の3カ国、全部の批准がそろったところで発効するというようにしてあります。

2つめは、脱退規定を入れるかどうかですが、この草案では入れてあります。なぜかといいますと、脱退規定がないと、いつでも脱退できることになるのに対して、脱退規定があると、脱退できる安心感と同時に、その脱退の手続きを踏まないで脱退できないということになり、実際には、脱退権の濫用を防止することができるだろうと思います。

最後に3つめは、これは侃侃諤々、我々の間でも議論になったのですが、正文をどうす

るかという、憲章全体の構想に係わる重要な問題があります。東アジア共同体における作業語、working language、が英語になることにつきましては、事実の問題としてほとんど動かないだろうと思いますが、その正文を13カ国それぞれが1つずつ指定する言葉にするのか、それとも英語のみにするのかで、議論があったわけです。

この憲章を単に政府間の憲章ではなくて、人々が「我々のもの」だと考えるようにするためには、憲章の正文については各国語とするほうがよいのではないかと。できるならば、事務局を通して、できる限り各国語でアクセスできる情報を増やすことが重要ではないかということで、この草案では正文は13ヶ国語プラス英語、ただし解釈に争いがある場合には、英語によると規定しました。この場合には、他の正文は関係ないのかといいますと、国際法上、ウィーン条約法条約にも規定されておりますように、他の正文は英語の正文を解釈する際の考慮事由になるので、憲章の解釈上も各国語の正文を用意することが全く意味がないわけではないということでございます。

早口で申し訳ありませんが、組織、行動原則、財政及び最終規定の部分につきましては、以上でございます。

中村 付け加えるとすれば、この憲章は無期限に締結されるというのも、議論しました。

丸川（司会） それでは、山元さん、コメントをお願いします。

山元 東北大学の山元でございます。憲法を専攻しております、時々研究会に参加させていただきました。その場でも出されたことの繰り返しになるんですけども、若干発言させていただきます。

初めに申し上げるべきことは、こういったプロジェクトを研究者が検討することは非常に不慣れだということで、非常に難しいということでございます。将来の憲法学、中村先生もおっしゃっていたように、10年、20年先のことを考えると、憲法学、国内公法の一部である憲法学もこういったものに慣れていけないと思えます。今まで国内の人権や民主主義の確立について、非常に雄弁に語ってきたわけですけども、それを一歩すすめて国境の向こう側を望むということは非常に難しいと。もちろん9条と平和主義というのはあったわけですけども、そこは軍事か非軍事かというところに非常に収斂してしまって、こういった建設的な提案について真正面から対応すべき術そのものを、非常に欠いているというのが、第1のコメントです。

そしてもしこれが常に、かなり緊密に結合しているEUレベルの問題であれば、国家主

権の侵害、その手当てとしての憲法改正、あるいはそういった方向でいろいろ語るべきものはあるのかもしれませんが、さしあたってここで問題になっているのは、例えば須網先生のですと、14条の司法協力とか、あるいは佐藤先生の、東アジア司法裁判所の今後の構想ということで、現時点ではまだ構想段階ですので、このレベルで憲法がぶつかりあうということは、おそらくない。つまり、Polity というものにまだ全然なっていないので、その限りではないということになります。それから軍事協力の側面がもしあれば、そこはもちろんからんでくるとは思いますけれども、そういう点もないので、そういったレベルでからむということはおそらくないだろうと。

そうすると、今憲法学から見て、こういったものにどのような発言ができるかということを考えてみますと、入り口のところのやはり価値ということで、共有すべき価値というものが何なのかということかなと、今思います。それで、価値という言葉聞きますと、これがアジアに particular な価値なのか、それとも世界 world wide なユニバーサルな価値なのかということですね。憲章というものが、仮にどういった形であれ現実化していくと、アジアのいろいろな国々の政治家たちは、共通の価値というものを、自分の国内で都合がいいような仕方で少しずつ意味を盛り込んでいくのではないかと。こういった問題をどういうふうに考えるかということでございます。

そして、それとの関連でございますけれども、文化ということについての言及があるかも、プロジェクトの中にはもちろんある。文化というのが非常にデリケートな問題を惹起しうるであろう。つまり、文化の問題というのは、ここでいう抑圧という問題と、どうしても結びつくところがある。これはどういうことかということ、文化は、うちの文化はこうですといったとたんに、一定のライフスタイルに対する強制みたいなものが働きうるのか。そういったものに影響を与えるほど、憲章そのものがダイレクトにそういった形なものではないですけども、こういったものができた時に、そういったものを足がかりとして使われるのかということが、心配といえば心配でございます。

そしてそれは、ナショナルアイデンティティというものの、もっと非常にパラドックスな性格ということに結びつくと思うんですけども、一方で、私の専門はフランスなので、フランスを見てみますと、やはり統合が進めば進むほど、ナショナルアイデンティティへの要求というのは非常に、いろんな形で噴出してきます。そうすると、これが日本で、あるいはほかのアジアの地域で、こういった憲章の進行と引き換えに、その国らしさというものをもたなければいけないという方向で進展しないための、どういう安全弁を持てるか

ということが、このアジア全体にとっての人権と民主主義を基本価値とする統合にとって、非常に重要な課題になってくるのではないかと考えます。以上です。

丸川 では、フロアの方からご自由にご質問なりご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。郭さん。

郭 いくつか質問させていただきたいんですけども、まず批准手続きはどういうものとして位置づけるかということをお教えいただけたらと思います。宣言として、特に批准する必要はないというものにするのか、あるいはもう少しその拘束力をもったようなものにするのか、明確にさせていただきたいと思います。

それから第 2 点として、バリ第 2 宣言というのが ASEAN で出されています。その中では共同体を 3 つに分けて、分野ごとに、経済、安全保障、社会文化となっていますけれども、それとの関連で、この憲章について整理する必要はないのかということ。

それから第 3 に、特にこれは紛争解決についてということになります。地域的関心事項、国際法上、国際的関心事項という形で、第 3 国が当事国間の紛争に関心を持つようにという規定を入れることがありますけれども、そういうものは東アジア地域の中で、動けるといふか取り込んでいく必要があるのか。

それから、第 4 に、これは具体的な問題ですけれども、ひとつは非エネルギー資源についての管理をどうするかという問題。特に漁業なんかを考えておりますけれども、これについては具体的に盛り込む必要があるのか、ないのか。それから、人権という言葉、いくつか、何箇所か入っていますけれども、これを入れると、特におそらくミャンマーあたりとの関連で、非常に大きな問題が生じ、具体的には、参加してくれないという可能性はないのか。そこで、これを例えば国民の福祉だとかという形に置き換えるといいのか、悪いのか。このあたりを検討していただければと思います。

中村 テクニカルな面は、それぞれ担当の方に答えていただこうと思います。まず大きなところから。バリ第 2 宣言で 3 つの共同体、つまり安全保障、経済、そして社会文化、この 3 つに分けたこととの関係はどうなっているか、そして支障はないかという点。これは我々も議論をしました。あえて我々はこの 3 つの共同体に対応しない形にしたんです。というのは、対応したものにすると、逆に ASEAN の側に対して、我々の構想のほうが、政策を preempt (先取り支配) したことになるとう受け取られてはかなわないからです。関連はしているけれども、しかし視点がやはり ASEAN 内部の場合と、それよりも広い単位とでは当然ずれる可能性がありますので、相互関連については ASEAN 側の解釈に

任せるということにして、こちらの政策はあえて体系づけず、ASEAN のバリ第 2 宣言で挙げられている政策内容についてほぼ全部カバーする形にしました。ですので、内容的な支障はほとんどなくて、位置づけの問題になると考えています。

次に、非エネルギー資源について、とりわけ漁業をどうするか。これは共通の関心事項として、拾い上げるべきではないかと思っています。まだ条文も完全にできているわけはありませんので、今後なんらかの形で入れられればというのが、私自身の考え方です。

それから人権について。これはミャンマーとの関係等で問題は出ないのか、だから、国民の福祉などに置き換えたかどうかという点ですが、これも我々は議論しました。あえて人権や基本権という言葉、勇敢に使うことにしたんです。なぜか。これは、やはり今は駄目でも、積極的にみんなが共有していくべき価値として、我々が強調するという事です。今のこと、今だけの実践可能性だけを考えていたら、すべてのことはできなくなる。むしろやはりあるべきものを積極的に掲げておいて、現実の政治の中でどんどん削除されるかもしれませんが、ともあれ最初の提案から遠慮することはないという考え方です。さらに、普遍的なものは、なるべく人口に膾炙した概念を使うべきだというのが、我々の立場です。ゆえに人権をあえて国民の福祉などと、婉曲表現を使って言い換えてもあまり意味がないと考えています。とくに国際秩序との連関を強調しましたが、その点でもやはり世界人権宣言に端を発している、現在の国際人権規範の発展方向を、我々は容認する態度を明確に出したいので、人権という言葉をあえて使っています。

あと、これは余談ですが、実は ASEAN の内部で、人権とか基本権という言葉について、どれほど懸念しているのかということ、今年の 3 月の初めに、シンガポールにあってインタビューしました時に、ASEAN 関係者は、文書の上で掲げることには誰も反対しない、と言われるんですね。それを裁判規範として強制する段階においては、それは反対があるでしょう。しかし、文書において、それを語る部分においては、誰も反対しないという、そういう返答がありました。

それでは批准手続き等については、それぞれの方から答えていただきたいと思います。

佐藤 批准手続きにつきましては、事務局を作ることになりますと、財政支出が必要になります。日本の場合には、財政支出が必要となるような条約は、国会の承認手続きにかけの必要が憲法上あります。国会の承認手続きは、こういうものができたということを国民が理解するというための 1 つの広報手段にもなるという意味で重要であると考えます。

次に、紛争解決につきましては、東アジア共同体を国連憲章第 8 章の地域的機関という

ふうに位置づけるということも可能だろうと思います。その場合には安保理に行く前に、地域的機関内で紛争解決するように努力しなければいけないという国連憲章の規定を受けますので、確かに地域内での紛争処理手続を、もっと豊かなものにする必要も出てくるかもしれません。

もう 1 つだけ、中村先生に付け加えさせていただきますと、やはり人権という言葉は、先ほど山元先生も指摘なさいましたが、普遍的な言葉だと思います。その人権の内容について、個人の権利だけではなくて民族の権利もあるとかないとか、さまざまな言説があるわけで、そのような言説を人権という言葉めぐって交わすこと自体が、人権言説の豊富化というか、人権が何なのかということについての明確化につながる、ひとつの道筋をつけることにつながると思います。

ですから、公共の福祉という、日本国憲法では使われているけれどもあまり国際社会では言われない言葉ではなく、やはり **human rights** を焦点とすべきではないか。それがアジア的に理解されるとどうなるか。それに対してその概念を歴史的に練り上げてきた西欧、あるいは別なところからどのような反駁があるか。そういう相互作用がきわめて重要なだろうと個人的には考えております。

中村 須網さん、特に付け加えることは。

須網 いえ、特にありません。

丸川 では他にご質問いかがでしょうか。

大森 事務局長の手続きで、キャリアが閣僚出身の方ということだったんですけども、途上国の場合でいうと、閣僚の経験者ということになると、政治的な影響がかかってしまって、むしろ例えばその国が、手続き上、法的上だけでも、例えば中央銀行が独立していて、中央銀行の総裁の経験者であるとか、**IMF** とかワールドバンクの代表を務めたことがあるとか、閣僚にひっかかってこないような経済官僚の人ですとか、大学の先生ですとか、そういったところに実はものすごくすばらしい人材の方が埋まっておられるという傾向もあるのではないのかと思うので、そういう規定を設けずに、ただ単に事務局長の方は報告を、理事会とか **OB** のほうの会に流すというふうに規定しておいて、各国が自由にふさわしい方を、候補者をあげるというふうにしたほうが、政治的な影響を排除した、いい独立の方というか、そういう方が出てくる可能性が高いんじゃないかなと思います。

佐藤 確かに最初にこの憲章を書きました時には、例えば最高裁判所の裁判官の経験者も事務総長の候補者に入れておりました。国際公務員としての独立性ということを重視すれ

ば、ご指摘のように、有能な技術官僚の任命もありうると思います。ただ、アジアではやはりパーソナリティがとても重要だと思います。そうだとすると、事務総長の職には、例えば、国際会議の場で、他の政治家レベルの人々とこれまで渡り合ってきたという経験が、国際公務員の独立性の確保以上に重要なのではないかと、考えたわけです。つまり、経済政策を立案する能力ですとか、高潔な人格ですとか、法を適用する公平さですとか、そういうことも確かに重要だけれども、それ以上に、あの会議でもこの会議でもこの人の顔は見たことがあり、いわば「顔」であるということをいっそう重視したほうがよいのではないかと、とりあえずこうしてあります。ですが、今おっしゃられた点は、研究会の中でもあらためて議論してみたいと思います。

須網 なんていうんですかね。もちろんいろんなことを初めてお聞きになって、よく消化しきれないところがあると思うんです。日本政府も東アジアのほかの国も、今一応東アジア共同体を作るんだということを、建前としてやっているわけです。だけどその内容というのは、非常に曖昧模糊としていてよくわからない状況でずっときているわけですね。そういう状況の中でひとつ、我々一懸命努力して、こういうものを一応作ったわけです。正直言うと、さっき山元先生おっしゃったような憲法学じゃなくて、ほかの法学でもあまりこういう条文を作るという作業はあまりやらないので、何回も会合をやりましたが非常に拙劣な部分ではあると思いますし、漁業だけではなくて、いろいろ実は抜けているところもいっぱいあると思うんです。この機会に、今日、目的から始まって、政策、それから機構という、全体についての一応の全体像みたいなものをお示ししたと思うんですけれども、どんな印象をもたれたか。本当に感想でもいいんですけれども、是非、ほとんど私の気持ちでは全員の方、一人ずつから1分ずつでもお聞きしたいくらいなんです。要するにこれはもう全然箸にも棒にもかからないというような話なのか。それとも突拍子もないものを作りやがってということなのか。それとも見所が少しはあるということなのか。これは7月にまたもう1回、次のシンポジウムでやることを予定していますので、是非全体的な枠組み、本当の印象を含めて、ご意見をいただければ、本当にありがたいと思うんです。

仁田 では、全然素人の意見ですけれども、こういうものが本当にできるんだったら、大変素晴らしいなと僕は思いました。もちろん石を投げるわけだから、その時に一体それはどういう反応があるか、わからないと思いますけれども、これだと、例えば中国政府が何をどこに文句を言うかということ、武力の行使と言われたら、台湾に攻め込めなくなっちゃうわけ。だから、それは抵抗するだろうと僕は思います。だけど、ほかのところはともか

く、少なくとも台湾海峡で戦争が起こることは、もしこれができるればなくなる。あるいは日本政府だったら、とにかく歴史問題について何か問題が起こったら、知らないけれども、事務総長か何か来て、何かしなくちゃいけないとか。何かそれぞれ嫌なことが、ミャンマーはもちろん人権といわれるのが嫌だとか、それぞれあると思う。だからなかなか、もちろんそういうのが、みんなが本当に合意するのかとなると、どうなるか全然先は見えませんよねということになる。しかし一応東アジア共同体というふうなことをいうからには、これくらいのことは考えてやりなさいと、こういうことになりますよという、みんなギョッとして、もうやめたということになるかもしれませんけれども、それは何か意味があるんじゃないかという感じがします。

むしろ逆に言うと、経済機能のほうがもう少し、つまり今ある EPA の延長線上みたいな感じがするので、今ひとつ迫力にけるかなという感じがします。だから、もちろん EU の共通農業政策みたいなものを作ろうというのは大変なお金がかかるから無理だと思うんですけども、どうせ言うなら、共通通貨なり言ってみたらどうかなと。投げる石は何か大きいほうがいいんじゃないかと。そういうやや無責任な感想です。

末廣 大変結構なあれで、やる気が非常にあるように思ったんですけども。3つくらいありまして、1つはテーマ別、分野別のあれで言えば、全体として、これは ASEAN がこれまで取り組んできたものをベースにして、構想されている。私もごく最近感じているのは、ASEAN プラス 3 担当大臣会議というのが、例えば保健衛生でも、労働でも全部あって、だんだんとそこが充実して行って、そこでの議論というのは、今後の東アジア共同体の考える面では、私は重要な担い手になるのではないかなと思います。それにほぼ、例えば分野別のあれは重なっているのではないかと。

ところが、分野別とテーマ別、佐藤先生の 3 ページ目に、実は「閣僚理事会の種類は、単に分野別に設立するのではなく」「テーマ別に」というところがたぶん、重要で、難しいんじゃないかなと。その典型が、例えば保健衛生なんかだと、災害がありますね。今、保健衛生担当、ASEAN プラス 3 保健衛生担当大臣会議、非常に活発に動いていて、やっているんですけども、災害の予知連絡とか、災害救助は今随分動き始めたのですが、実は必ずしも保健衛生担当大臣会議では議論できなくて、例えば日本がこれに協力しようとすると、経験を持っているのは、中央にまとめた県警とか県の消防ですね。地方自治体が努力しなければいけないから、部門によると自治省、それから内閣府という感じで、たぶんいくつかのところでは、分野とテーマがずれてきたりして。とても面白いなと思いながら、

そこから難しいだろうなというのが、まさに出てくるのが教育文化のところだろうと思いますね。

それで、教育。科学等について言えば、第 12 条ですね。ここですでに職業訓練その他については、これは労働担当大臣会議で相当議論していますから、あるんですけども、例えば歴史問題について、教育担当大臣会議というのはないから、これはいったいどこでどういう問題がある。これは縦割りの保健省とか環境省とか、情報通信局というような形では集まらない。こういうもののほうがまさにテーマと分野とかバッティングする可能性があるのかなと感じました。

それから 2 番目は、すでに今年から立ち上がる、日本が提案した、東アジア経済統合を研究するシンクタンク、ERIA (The Economic Research Institute for ASEAN and East Asia、東アジア・アセアン研究センター)¹がもうバンコクで立ち上がって、少なくとも日本は、立ち上げの 10 億円以外に、あと 5 年間は安倍 (晋三) 内閣は 10 億円ずつ毎年出すのをほぼ約束していますので、50 億は必ず。これも ASEAN 事務局の下に置くことになっているんですね。つまり ASEAN プラス 6 が対象だけれども、いろいろ考えた末に、ASEAN 事務局の下に置かないと、マネージメントが難しい。当初日本の構想は、ASEAN プラス 6 をカバーするというので、ASEAN からインビテーションで作ったかったのが、やはり異議

¹ Chairman's Statement of the Tenth ASEAN Plus Three Summit, Cebu, Philippines, 14 January 2007, para.12 ("We welcomed the proposal of Japan to establish an Economic Research Institute for ASEAN and East Asia (ERIA).")

日本の『経済産業省が実施した政策評価についての個別審査結果報告書』(平成 18 年度)によれば、「東アジア経済統合研究協力拠出金：国際マクロ経済動向、貿易、開発援助、といった分野について分析・検討を行い、加盟国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、経済成長、貿易自由化、途上国支援に貢献することを目的とした経済協力開発機構 (OECD) のように、東アジアにおいて、貿易、投資・産業政策、エネルギー、環境、人材育成、基準認証、知的財産、その他の分野に関して政策提言・調整を行うことを目的とした国際的体制の構築に向け、ASEAN 事務局と連携しつつ、シンクタンク機能を有する「東アジア・アセアン研究センター(ERIA)」を設立し、域内の共通課題等に関する認識を共有すると共に、政策提言をアセアン事務局を通じて行うことを目指す。その研究センターの調査・研究活動に必要な資金を拠出する。」(http://www.soumu.go.jp/hyouka/pdf/sinsakekka_h18_14.pdf [June 29, 2007/2007.6.22 閲覧])

ERIA は、JETRO・アジア経済研究所が中心的な役割を果たす模様である。ジェトロ理事長主催の 2007 年内外プレス懇談会 (2007 年 1 月 11 日)によれば、「東アジア・ASEAN 経済研究センター、略語で ERIA と呼んでいますけれども、アジア版 OECD を作るためのシンクタンクを作っていこうという構想が、二階前経済産業大臣から打ち出され、それを日本政府が推進していくことになっておりますけれども、アジア経済研究所というのは、その面で東アジアの中でもっとも深い知見を持っておる団体でございまして、われわれジェトロ・アジア経済研究所は、中心になってこの構想を進めていきたいと思っております。この ERIA は、東アジアのどの地域に作るか、これは ASEAN 諸国にお任せをしておりますけれども、地域の場所の設定、さらにはどういう体制を作るかということが、これからアジアの 16 研究機関の間でしっかり話し合いが行われるだろうと思います。いずれにしても私どもアジア経済研究所は、その重要な役割を果たしながら、ASEAN 諸国と緊密な連携の下にこれを立派なものに仕上げていきたいと思っております。」

(<http://www.jetro.go.jp/jetro/profile/speech/pdf/20070111press.pdf> [2007.6.22/June 29, 2007 閲覧]) [中村民雄補注]

があつてASEAN事務局の中にもぐり込ませている。ここも事務局をジャカルタの下に入り、ASEANのこれまでの蓄積を理解して了承というので、同じだろうと思うんです。

ただ、今経産省が中心になってやっている分については、もう圧倒的に経済問題だけの心配なんですね。にもかかわらず呼んでくる人はインド人でも誰も結構です。ASEANプラス6なんです。ここに今出てきている東アジアシンクタンクとか、東アジア大学院大学みたいなのが、これとこの今動いているERIAとがうまくいかないのかな。

ちなみに東アジア大学院大学というのは、フォード財団がフィリピンで似たようなものをしているし、東南アジアの中でそれぞれ単位認証をやっているというのは、もうずっとやっていますし、それから、トヨタ財団がタイでやっていますよね。タイの人がマレーシアでとったり、フィリピンの人が香港でとつても、単位になるわけで。なんかそれはすでに動いている非政府レベルのものと、日本の経産省主導の非常に経済思考の強いシンクタンクを作ろうとしている動きがある中に、もうちょっとそれを超える研究、リサーチというのが可能なのかなという疑問があり、そうした位置づけを切り離してでもいいんじゃないか。教育、協力の中に入れるんじゃないかと、ひとつのそういうサテライト組織みたいなものとして、構想することも可能かなという気がします。

それにもう1点の司法協力は、今私、名古屋大学がやっている司法協力で、モンゴル、ウズベキスタン、そして今年の9月ですか。ベトナムとの調印が終わると思うのですが。あと、カンボジアをやろうと。非常に面白いと思うんですけども、この法整備のことというのは、東南アジアだけを見ても、大陸法、イギリス法、アメリカ法があつて、もうベトナムでは相当今ぶつかっているし、ここら辺がもうちょっと法整備、司法協力というのが、どういう方法でやられるのか、もうちょっと教えてもらえれば、非常に僕は大事であるし、今までのASEANでは絶対出てこなかった形が出てきたと思う。以上、3点です。

須網 司法協力の方向性まではまだ全然議論が進んでいませんので、おっしゃる通り各論的なことになるといういろんな専門家のお力を借りないとなりません。我々元々アジアの専門家ではないので、事項的にはいろんなところで出てきている議論を拾いながら作ったようなところがあるので、個別的なところでは、おっしゃるように随分不十分なところがあると思います。これからさらにお力を借りながら、勉強していきたいと思います。

佐藤 ひとつだけ補足してよろしいですか。司法協力のところについて、私の知っている限りでは、カンボジアの刑法はフランス刑法の翻訳に大きく依拠したものです。ところが、日本は本来、三ヶ月章先生が強調されておりましたように、mixedな、大陸法も英米法も継

受した法システム、司法システムなので、そういう経験を本来はもうちょっと積極的に出していけば、いわば純粋な英米法や大陸法を移植しようとする支援を受けながらなんとか国をマネージしていこうとする国にとってきわめて有用な支援が可能になるのではないかと思います。日本の法継受の経験を何とか具体的な政策に結びつけることが、積極的な貢献のために重要だと思います。

佐藤岩夫 3点です。1つは先ほどサミットにおっしゃった一般的なことについてですが、一般的に言って、東アジア共同体の共通の価値をなるべく多く、普遍的な理念や言語に語ろうという、その基本的な方針はいいのではないかと積極的に評価したいと思います。結果として、原則はかなり概括的、一般的な文章になっているわけですが、むしろそうであるがゆえに、受け入れやすいというふうになっているわけですね。そのレベルというのは結構、先ほど仁田さんがおっしゃったように、高らかに夢を語るということの意味はあるんじゃないかと思いました。

それで2点目なんですけれども、**legitimacy**、正統性の問題なんです。この提案者は政治的な正統性は持っていないわけですね。そうした場合に、こういった議論をヨーロッパでする時に依拠するのは、ユス・コムネ(**ius commune**)、共通法の理念ですね。アジアの法なり理念からして、どういう価値が位置づけられるかといったことについての、共通の基盤を前面にしていくしかないわけですから、そうだとすると、こういった議論をする時に、いわばアジアのユス・コムネを作る。あるいはアジアの中にかすかでも、そういうユス・コムネがあるのであれば、そういうものとりあえず基にしていくことが重要なのではないかと思いました。そうだとすると、シンガポールにヒアリングに行ったとおっしゃいましたし、今度の7月に国際シンポジウムが開かれるわけですが、アジアの法律家とか法学者となるべく緊密な意見交換をして、そういう議論の成果としてプレゼンテーションしていくということが、説得力を強める上で非常に重要なことかなと思いました。

それから3番目、細かいところですが、政策原則の中で、例えば統計の統一といった、あるいは共通の統計を作るといったようなこともありうるかなということ。先ほど共通貨幣の問題も出ましたけれども、技術的なレベルで統一的な基準をとということが、人々の考え方を同一の **dimension** の上においていくということになるわけですね。ヨーロッパではちょうど19世紀にそういったことがあったわけですから、長期的にはそういう、人々の思考の影響下では、どういうその **dimension** に置くということになるような、共通のも

のさし、技術的なものさしというものをいくつか入れておくということが、非常に重要な感じがしました。

中村 どうもありがとうございます。特に最後の統計の点は、我々も議論していました。この憲章案では拾い忘れています。ご指摘のような共通の枠組み、ものさしを、なるべく現実なところから入れていくというのは、我々の間でも一致した考え方です。それから、ユス・コムーネについても確におっしゃる通りでして、我々はどちらかという、いわゆる括弧つきのアジア独特のとか、アジア的などという議論を排する形でこの案を考えてきたわけですが、例えば佐藤〔義明〕さんの組織のところの実質論の説明にあったように、長老とか、人の顔とか、そういったものがある程度、手続規範の中に反映される可能性もあるわけです。これが、我々の一方的な理解なのか、それともアジアの人たちが本当にそれをシェアできるかというようなのは、意見交換の中で確かめてみたいと思っています。

佐藤岩夫 念のために誤解のないようにいえば、ヨーロッパのユス・コムーネというのはむしろ、土着のものに対して超然とするというレベルにあるわけですね。

中村 そうです。

佐藤岩夫 ですから、アジアは多様であるし、さまざまな文化とその国の伝統があるわけですが、その多様性を調整するひとつ、一段上のメタのレベルで描き出すのもおかしい。この憲章を支えている基本的な理念を書き、それこそ近代西洋的な価値がたぶんコアにあると思うんですけれども、そういうものがアジアの中でどういう形で存在するかという可能性をもう少し設計するという、そういう文脈で評したつもりなんです。

中村 はい。その点は私も同じ理解ですが、重々自覚して作業するつもりです。

須網 我々もこの研究会の中で、アジアの各国の憲法をみんな勉強してきて、比較してきた時もあるんですけれども、一見するとだいぶ違うところがあるわけですね。そういう中で、もちろんまだアジアの法学者の人たちとそういう話を全然していませんから、どういうふうに発展していけるかわかりませんが、やはり我々は日本の法学者ですから、先ほど山元先生、憲法はあまり関係ないという話もありましたけれども、基本の憲法の中で作られてきた価値を以って、意識的にせよ、無意識的にせよ、アジアのほかの国の人たちに向かっていかざるを得ないんじゃないかなと思うんですよ。そういう中でおそらく、日本の憲法が考えてきた価値が、アジアレベルでどういう普遍性を獲得できるのかということも、ひとつのおそらく試練かもしれないし、チャレンジかもしれないと思うんです。

丸川 では安藤〔研一〕さん。

安藤 経済学者からすると、こういった議論って、ちょっと入りにくいところもあったんですけども、逆に経済学者の目から見させていただきたい。まずいちばん最初に非常に気になったのは、ASEAN とかいろんなどころ、日本も含め、EPA の議論の中で、経済的ないろんな取り組みがあるのを、そのままもっていったというところはあるんだろうとは思いますが、そういった投資だとかサービスの自由化という問題は、非常に先進国寄りの規定になっているという危険が、非常に私は強いんですね。例えば投資に関しては、内国民待遇を与えるかという話になっていますけれども、これなんかは 98 年か 99 年に OECD が作ろうとした Multilateral Agreement on Investment、MAI という、あれでこういった内国民待遇を与えるということに対して、OECD の中でしたけれども、フランスなんかを中心、特にフランスだとか、労組、環境保護団体なんかが反対して、結局 MAI は頓挫してしまう。それと同じようなことがここで言われていることが非常に気になった。

サービスについても同じで、実はヨーロッパにおいて、4つの自由、物とサービスと人と資本の移動の自由というふうに、4つ並列的に言っているけれども、実はサービスの移動の自由といった時には、今非常にヨーロッパで、例えばその行動サービスなんかの establishment（設立・開業）の自由というようなことの関係の中で、例えば水道だとか電気だとかガスとかの関連の会社を、他の国の企業が買収するとかなんとかというようなことが結構活発になってきていて、それ自身がヨーロッパの中でも非常に大きな政治問題化しているという部分があるわけですね。で、ある日、東アジアでそういった投資とかサービスの自由化を、ここでうたってしまうと、なんか、やっぱり日本人がという目で見られる可能性がありはしないか。もしくは、最近インドや中国も随分と積極的に乗り出していますから、ただ、どちらにしても大国寄りというところが出てしまう可能性があるのではないかというのが、1点目のコメントです。

2番目は、為替や通貨の問題で、安定性を図るという話がやはりうたわれていましたけれども、これなんかも共通通貨はもちろん、為替を安定させること自体、本当に望ましいことかどうかというのは、経済学者から言うところちょっと疑問だなと。特に、やっぱり 97年のアジアの通貨危機で本当に問題になったので、これを非常に意識されたんだと思うんですけども、アジアの通貨危機の場合は、東アジア内部における通貨の安定が問題だったのではなくて、対米ドルの為替相場が急激に下落してしまう。背景としては短期資本が急速に流出してしまったということが問題であって、異論はあったにしても、為替相場という

のがある程度安定しているのが望ましいというのがあるにしても、生産性の上昇だとか、インフラの違いというものを考慮した場合には、ある程度為替相場が変動すること自体が、そのショックを吸収するという、そういった役割も一定程度果たすわけなんです。それを、それについては経済学者、国際経済学、世界経済論の中でも、いろいろと議論は、それがどの程度許されるべきかという、どういうふうに変動を管理していくべきかということに関しては、議論は分かれますけれども、一律に安定させればいいということではない。

逆にいうと、安定させるために、例えば第二次世界大戦後の通貨体制で、為替相場の安定を図るためにIMFとかなんかが作られたわけですけども、例えばケインズなんかはアメリカに対して、莫大な資金援助をヨーロッパに対して行うことを求めて、実際には実現しなかったんですけども、そういったことがあったんです。ですから、安定させるといった場合には、その安定を図るために、一体何が必要かという議論が必ず出てくるかなという気がします。それが2点目です。

3点目は格差の是正という話です。これ自身も非常に大切な問題だとは思んですけども、同時に少なくとも経済的な格差が是正するということは、アジアに関して言うと、貧しかった国が、簡単にいえば日本に追いついてくる。もしくは韓国とかそのあたりに追いついてくるという話になるわけです。世界経済の歴史でみると、新興国がおいついてくる時に、実は国際関係というのは非常に緊張関係を持って、ちょうど19世紀にドイツが対抗してくる、イギリスに追いついてくる過程で、20世紀になって、アメリカがヨーロッパに追いついて、追い越していくという過程において、国際関係が非常に不安定になっていったりとか、世界経済の秩序のあり方そのものが再検討されなければならないという状況になっていったということがあるわけですね。

ですからその格差の是正というものが、ということ、アジアの場合で言うと、やはり中国だとか、それに続く、アジアの場合、BRICsの中では中国だけですけども、BRICsに続くものとして、インドネシアだとかタイだとか、ああいうところが追いついてくるという形になると、東アジア内部におけるパワーバランスも変わってきて、ちょうど今ヨーロッパでロシアが、原油や天然ガスの価格の高騰によって国が潤って、経済的な力を持つていくために、アメリカだとかヨーロッパ、西ヨーロッパに対して、敵対的な態度に出つつあるという。そういう問題が、実は格差是正の中に含まれているんじゃないかなという。それをこの憲章の中で、どう調和させていくようにするのかというの、3点目です。

そして最後は、所有権の問題について何もコメントがなかったんですけども、中国を

含めて所有権の問題というのは、知的所有権というのもありますけれども、私的所有権の問題については、何も言及がなかったんですけれども、それはよろしいんでしょうね。以上です。

須網 おっしゃる通り、経済学の方からみたら、いろいろと不満が残る部分があると思うんです。なぜこうなっているというのを、むしろ説明したほうが良いと思うんです。ひとつは、我々の中に経済学、特に国際経済学、及びその途上国問題についての専門家という人がいないわけですので、あまり先生がおっしゃったようなことを、正面から問題意識として議論したことはないというのが、回答ですね。それから、やはり基本的に、佐藤先生は違いますけれども、残りの研究会のメンバー3人はEUを専門とするものですので、事実上にせよ、やはりEUの中身に強く影響を受けていますので、それがやはりあったと思います。それから3つ目としては、確かにMAIといわれれば、やっぱりそうだなと今思いました。例えば日本国内のこの憲章に対する支持を、どうやって調達するかということを考えた時に、やはり日本の企業、経済界にとってメリットがあるものでなければいけないんじゃないかという考慮も、ほかの方はわかりませんが、私は個人的にはそういうことを考えていました。それから4番目、格差是正も、確かに経済学的にみればそうになってしまうのかもしれませんが、ただ、議論していた時には、やはりこういうひとつの共通価値をして、一定のメンバーで何かをしようという時に、みんなで豊かになっていこうという、そういう方向性というのは、やはり打ち出さざるを得ないんじゃないか。それは具体化すれば、やはり貧困の克服であったり、格差の切り下げではなく、要するに貧しい国が豊かになって、格差が縮まっていくという、そういう形で物事を考えざるを得ないと思ったという、そういう内容です。それから所有権については議論したことはなかったですね。

中村 なかったですね。中国の物権法の成立が、東アジア諸国の法の調和の機会を増すか、減らすかといったような質問として出ましたが、誰も中国の事情に詳しくないので、そのままになっています。

須網 実は議定書の中に、いわゆる必要の範囲で経済活動に関連する法制度を調和するというのが最後に入っていて、まあ、その所有権制度についての議論が、積極的に排除されているというわけじゃないと思うんですけれども、逆に明確にそれを何か課題として位置づけているというわけではないという。

ノーブル 4点くらい聞きたいと思います。1つは、先ほどの価値観の問題ですけれども、確かに非常に微妙な問題で、私はどちらかというと、中村さんが先ほどおっしゃったよう

な態度が正しいんじゃないかと思います。潜在的な問題としては、一方は価値観を一種の将来に対する希望、共通の目標、今の判断ではたぶん使われない場合もあるけれども、みんなその方向に向かっているというような用途があるんじゃないかというふうに主張することがありまして、私も大賛成です。しかし、例えば日本の外交を見ると、同時にそれはいい人、悪い人、敵と友を分別するための武器として、今首相と外交省が使っていますから、これはかなり大きな衝突があると思います。私はどちらかという、このやり方は大反対します。だけど、日本の国内の事情を考えると、その支持は確かにありますから、どういうふうに調和、調整するか。これは結構微妙な、長期的な問題ですけれども、日本とかアメリカに対する時に友好的な人にとっては、価値観の武器として使う傾向が非常に強い。例えば中国が非常に悪いですから、じゃあベトナムに投資しますという言い方が多いんですけども、論理的に見るとそれはおかしい話ですけども、実際にはよく言われています。この両面をどう調和させるか。長期的な問題となるかなと心配します。

2番目は先ほどの話の延長ですけども、知的財産なんかを考えると、やっぱり先進の国を守るためだけの条文として認識されると非常に危ないのですが、先ほどの話と裏表の感じですけども、逆に日本の国内では、投資と知的財産に対する保障がないとあまり支持が得られないんじゃないかという心配もあるんです。とはいえ先進国寄りでしたら、ほかの国の人からは問題と認識される。私には解決法は全くないですけども、その問題だけを指摘したいと思います。

3番目は、事務総長、事務局ということ。具体的な大きさとか、財源について聞きたいと思います。傾向としては官僚、どの組織なのか、どうなるのか。財政はどこか。いろいろ問題点がありますが、少なくともとりあえず非常に小さい事務局を置く傾向があると思いますけれども、他方では、例えばアジアの場合、事務局は結論的に小さいんじゃないかという批判もありますし、もっと大きな組織を作ると、やっぱりある程度までの事務局がないと何もできないから、かえって傷つくんじゃないかなと心配しますから、それについてももう少し聞きたいと思います。

それで、先ほど台湾の話が出ていました。中国や台湾に伝わるのを心配します。北朝鮮の問題もありますけれども、ちょっと心配するのは、最初の段階で台湾や北朝鮮が排除されたら、それは一種の暗黙の改革方向になってしまう感じがします。台湾の人たちからみれば、これは非常に危険です。中国の立場からは、もちろんなるべく台湾を排除するつもりがありますから、これも非常に微妙だから、私にはあまり解決方法はありませんが、た

ぶん武力の行使は問題にならないと思います。中国からみれば国内問題ですから、それは警察というふうに解釈するでしょう。それよりもやはり、なるべく、どんなときかわからないですけれども、頭のいい法律の専門家に聞きたいと思いますが、非常に巧みな方法で台湾を取り込んで発足させることが何かできるんじゃないか。そうでないと、台湾抜きでいったん設立すれば、台湾はもう終わったといわれる心配が台湾側にもありますし、たぶんアメリカにもそういう反応を呼び出す可能性もある。そういう問題がいろいろ出てくるかもしれません。北朝鮮は、私はどういうふうに対処すべきかわからないですけれども、同じようにその北朝鮮のいろんな、6者協議なんかをみると、それとこの憲章案はちょっと矛盾しているような感じがします。一方では積極的にこの問題を解決しようとし、他方でいちばん大事な組織〔東アジア憲章〕から排除される。これをどういうふうに調和するか。これも私は解決法がないですけれども、少なくとも問題は提起したいと思います。

中村 最初の価値観について。確かに価値観を武器にして友と敵を切り分ける言説があります。それに対処するのは、条文の上で対処するというよりも、私はシステムで対処するというのが、答えです。つまり、政府間の統治や言説だけにとどめず、非政府団体とか、各国議会とか、ほかの声、言説を共同体に呼びこむことで対処しようというわけです。ですから、東アジア共同体憲章の設定する制度のディスコースの中で、友と敵みたいな話が一元的に出てくることはないだろうと思っています。

それから、先進国利益の保護と見られては困るのでその工夫をという点は、これから持ち帰ってさらに考えたいと思います。

事務総長、事務局については、かなり議論しました。最初は確かに小ぶりにしてはどうかという議論とか、ASEAN 事務局の中に入れてはどうかとかいう議論もあったのですが、やはり独立の場としての独自性を持たせるとか、これまでやはりどの機関もやってこなかった公益を、積極的に認知していくといったことについては、各国から優秀な人を積極的に集めて、そこで事務局で下支えするというほうが、制度的にも将来的にもいいであろう。そう思ったわけです。ですから、先ほど佐藤〔義明〕さんが、4~500人とおっしゃっていましたが、それでも私どもは小さいと思っているくらいです。その規模でお金の計算をしてみると、年20億円でしたか、それくらいあればなんとかなるかなという計算でしたので、やれるのではないかと思って。ですが、もうちょっときちんと試算しなければいけません。小規模ではないけれども、中規模といえるかどうかの程度で、なるべく選抜試験もきちんとやって、優秀な国際公務員を育てる場、あるいはどんどん送り出す場として

使いたいという構想です。事務総長については、佐藤さんがかなり実質論を言われましたので、付け加えません。

台湾問題については、我々は明示的に議論してきませんでしたでしたが、重要なポイントです。北朝鮮と台湾をどうやって入れていくか。ひとつの解決案としては、オブザーバー制度を使う。それも投票権を issue によっては認めるようなオブザーバーですね。そういった正式メンバーに近い形で取り込む方法もありうるのではないかと思っておりますが、この点やはり持ち帰って議論したいと思えます。

丸川 よろしいですか。では清水さん。

清水 いくつかあるんです。私は今日お話をお伺いしていると、ASEAN Charter が実際今進んでいるんですが、その ASEAN Charter との関係はどうなるのかというのが、最初に気になりました。実際に 2007 年 1 月に、APG の賢人会議の報告書が出ているので、それはそれで ASEAN の考え方をいくつか現したものと提示されていく。実際に年の瀬に、11 月に ASEAN Charter がもう決定されるということなので、そことの関係は果たしてどう進むんだろうかということです。

その関係で言うと、今日の東アジアのチャーターというのは、人権にしる、普遍的な価値にしる、ちょっと先進国寄り、あるいはヨーロッパ寄りだったなという感じは否めません。それ自身に非常に価値があることは私自身も認めるのですが、実際に今進んでいる、ASEAN Charter との形で、東アジアのチャーターをどのような形で位置づけるのかというところが問題になるのではないかと思います。

私自身は、東アジアの地域協力はそれぞれにそれぞれの目的を持ちながら、それぞれの組織が多層的、重層的に進むであろうと考えています。ASEAN なり ASEAN プラス 3 なり、EAS なりというところは考えていますが、そのような時に果たしてチャーターというものが、いくつも並立するものなのかどうか。そういうものとして作られるのだろうかということです。この前どういうふうにご構想したかということとともに、そうなのかということ、ちょっと疑問を呈しておきます。

次は経済の問題、気づいたことをいくつか言っておきますと、格差是正の問題とそれから格差是正のための協力というのは、私自身も非常に関心を抱いておりまして、以前から主張していることです。ASEAN の中では、そのような格差の是正のための装置がなかったということが、今までの ASEAN のその協力なり統合なりにブレーキをかけていたと思っております。例えば所得の再分配のための政策であるとかということです。実際に今 ASEAN

の中でも格差の是正というのが非常に大きく打ち出されていて、ピエンチャン・アクションプログラム以後特に、打ち出されております。ASEAN 中の先進国から後進国の中へという、中での例えば所得の再分配なり、いくつかの格差是正策というものがみられています。実際には日本なりあるいは中国なりから資金をひっぱってくる。経済援助をひっぱってきて、ASEAN 中の格差を是正するという動きを伴っています。東アジアあたりでもし考えるのであれば、そのような形のいくつかの経済格差の是正、特に ASEAN 中の後進国、CLMV 諸国をどのようにするのか。そのような策を、東アジア内の ASEAN 中だけではなくて、東アジア内で格差是正をする。協力を行うという有益な方策なのではないかと。ASEAN の今までの会議をみていると、そのように思えてきます。

経済的なことの 2 つめは、EPA、FTA、地域経済協力が進んでいる中で、制度の収斂なり制度の統一というものが、実は技術的には非常に重要なのではないかと。例えば FTA や原産地規則でありますとか、あるいは関税のシングルウィンドウ化、あるいは相互認証ですね。そのようなものがいくつか ASEAN から進んでいます。だから、そのような制度の収斂、あるいは制度の統一のようなことが、非常に考えていく重要なポイントではないかと思えます。

3 点目は、労働の問題です。例えば、今日の話でちょっとだけ出てきたのは、須網先生の経済連携議定書のほうの、11 ページの第 9 章の労働者の権利保護を充実させるためというところ。私自身は多国籍企業の活動を支援することが実は重要だと思っています。ASEAN の経済協力のその意味が実は非常に大きくて、BBC スキームなり AICO なる多国籍企業の活動をアシストしてきたという面があると強く思っています。しかしながら、一方ではそれぞれの多国籍企業の活動が、非常に自由になればなるほど、その対象となる労働者の権利というものは、どうしても少なくなる。掘り下げられる。労働者の権利は少なくなっているという状況は実際にあると思えます。そのようなことは、例えば ASEAN 中でも何らかの保護規定をやっぱりつけるべきじゃないかと、私は考えています。そう考えるならば、多国籍企業が、例えば日本の多国籍企業なり、あるいは東アジア内部の多国籍企業が活動領域を、より ASEAN というよりは東アジアで活動している今日、東アジアの中で労働者の権利法規定をつけていく、作っていくというのは、実は重要じゃないかと思っています。以上です。

中村 まずこの東アジア憲章と ASEAN 憲章との関係は、我々もかなり議論いたしました。シンガポールに行ったのは、実は ASEAN 憲章がどんな内容になるだろうかを聞くためだ

ったんです。賢人会議の提案以上のものは何も内容としては聞き取れませんでした。向こうもドラフトを見守っている段階のようですが、賢人会議のよりは薄められた形になりそうだという感触はありました。それが1点です。2点目は、我々の憲章案は、ASEAN憲章と齟齬をきたさない内容にはなっていると思うんですね。結局、我々が理解したASEAN憲章をつくる動きは、ASEANの中の結束を、より実効的にするという、彼らの内部の制度の実効化の動きです。だから必ずしもそれと今ある日中韓との協力が、急に変わるとかいうものではない。むしろ合意したものを彼らの中で履行する時に、どうやってその効率性や実効性を高めるかを強く意識して説明をしていました。裁判制度にせよ、それから越境協力にせよ、これまでのASEANでは口先では合意したんだけど、実際には行為が伴わないとか、非常に時間がかかるとか、途中で放棄するとか、そういったことが非常に多いので、それからまたASEAN事務局のほうからそれをガイドなり統制することが全然できないというようなことがあるので、なるべくそれを変えたいということでした。そうだとすると、それはASEANの内部問題として、ある程度静観できると考えています。ASEAN自体がもし法人格を持ってEC型の共同体になっていくのであれば、むしろ好都合でありまして、プレイヤーの数が減るわけですね。日中韓プラスASEANという4者プレイになります。今の13者プレイよりはよほど話がしやすくなるので、このASEAN憲章との関係では、懸念はあまりしていません。

それから、重層協力のまま推移していくというのは、我々も同じ長期的認識ですが、我々が提案する共同体についていえば、それが全部それらに取って代わるというのではなくて、この共同体がセンター、心棒になっていくという構想です。多数の重層するフォーラムの話し合いの主流を作る役割になればいいと考えています。うまくいくかどうかわかりません。そうなれるようあっちのアイデア、こっちのアイデアをとりこんだ、というのが我々の案です。

須網 EUの制度の収斂、統一というのは、おっしゃる通りだと思います。ですから、少し舌足らずな部分があったかもしれませんが、おそらく当初の、第一段階では、二国間のFTA、TPAのネットワークができて、それが次の段階で、いわゆるマルチの、全体としてのひとつのEPA、例えばEFTAのような、そういう自由貿易地域に発展していくことによって、先ほどおっしゃったような相互認証だとか、原産地規則だとかという問題が、解決していくのではないかという、そういうような考え方ですね。

労働についても、こういう規定を入れた問題意識は全く同じです。ですから、今の、先

ほどのお話をお聞きしていると、例えばいわゆる東アジア共同体といえば、労働憲章みたいなものは、何かドラフトを作っていくんだということを、例えば行動計画に入れるとか、何かそういうようなことを考えなければいけないのかなと思いつながりながらお聞きしていました。

丸川 平先生。

平 1点だけ、紛争解決手続の機能ですけれども、ひとつは、構成国間の紛争、つまり主観的な紛争を解決するという役割と、もうひとつ、共同体の客観的な制度の維持、いわゆる国際コントロールという役割と、2通り考えられると思うんです。今日のご報告を伺っていると、前者の主観的な紛争処理の機能だけが予定されている印象を受けたんですけれども、客観的なコントロールとしての紛争処理のあり方、これは憲章レベルというのはなかなか難しいと思うんですけれども、たとえば行動計画とか、具体的な協定の義務が明確化するにつれて、その国際コントロールというか、共同体の枠組みを法によって規律する、法の実行性を確保する、そういう制度としての紛争処理が必要になっていくのではないかと思います。その辺のところはどのようにお考えでしょうか。正統性、共同体全体の正統性との関連でも、必要性があるのではないかと思います。

佐藤 実体規定しだいというところがたぶんあると思います。NAFTAのような仲裁の制度ですとか、あるいはWTOのような、全体の公正貿易を保障するための制度が必要ではないかというご指摘で、須網先生のご報告なさいました実体的な規定が具体的な政策となっていく、とりわけ競争法が整備されていきますと、規準を明確にしてそれを一律に保障するための手続が、狭い意味での紛争解決というよりもコントロールの手段として必要になるというのは、まさに先生のご指摘通りだと思います。

この草案ではそのようなコントロールの法的手段を用意いたしませんでしたのは、東アジア共同体とEPAなどがある程度分かれておまして、東アジア共同体とはある意味で独立にEPAは形成されて行くのではないかと、当面はASEAN+1などが形成されていき、ASEANプラス3でEPAが成立いたしましても、その後ASEANプラス6のほうまで広がったり、APEC大になったりするかもしれないので、この草案では既存のパネルなどに屋上屋を重ねるよりは、ASEANなどによるWTOのパネルなどの利用がどれだけ増加し、それで本当に足りないのかを見極めたいと、東アジア共同体の経済関連の実体規定の充実と歩調を合わせてパネルや仲裁などの手続整備の必要性を検討していけばよいのではないかと考えたからでございます。先生のご指摘も踏まえまして、あらためて検討させていただきたいと思っております。

中村 もうひとつは、おそらく政治過程の中で、常に監視システムを働かせているというのが、ひとつの別な圧力としての客観的な制度の維持に貢献すると考えたんですね。これをすべて司法的監視にもっていくのではなくて、いったん決めた内容や行動計画についての進捗度の相違部分とか、違反している部分とかを、NGOを含めたすべての主体にレポートさせる制度を設けている。そこから当事者が客観的な義務であることを再認識できるようなシステムにしていこうという考えもこの憲章には含まれています。ですので、この点は検討がなかったのではなく、わざと政治過程においた部分もあるということです。

丸川 そのほかよろしいでしょうか。

仁田 ひとつだけ、今、先ほどの話の関係で言うと、労働基準だけが連携議定書のところを書いてあるんです。たぶんこれは厚生労働基準という議論だと思うんですけども、今結構はやっているのは、corporate social responsibility (CSR) なんですね。だから、要するにそういう多国籍企業に自由に行動させるようにする。しかし逆に言うと、多国籍企業に対しては何らかの social responsibility を考えた行動、振る舞いをするようにというような。そういうのを同時につければ、中身がなんであるかというのは問題なんだけれども、そういう考え方はありうるのかなと。

須網 ありがとうございます。

安藤 さっきの質問と意見に補足的なところだけをちょっと説明して、リプライは必要としませんけれども、市場が自由であるということと、生産要素の資本だとか、労働者だとか、それから人的資本というものが自由に東アジアの内部で動き回るということは、並列的には論じないほうがいいのではないかというのが私の提案で、例えば資本の自由な移動だとか、サービスの自由というのは、かなり先進国寄りになる可能性があるというのは、さっき説明した通りですし、須網先生の、例えば自然人の自由移動のところ、これを読むとやはり high quality labor force は自由に移動できるようにしましょうという話になっていて、これは途上国の側からすると、頭脳流出を促すようなことをいつてきているのではないかという話にとられがちになってしまうのではないかというのが、一方である。他方で、須網先生のところで、サービスということのための自然人の自由移動ということになると、例えば中国の人が日本で派遣労働業を営むために会社を設立して、毎年中国から人を、10万人、20万人単位で日本に連れてくるということを認めてくれるんですかと中国に聞かれた時に、どうお答えになるのかということが、非常にセンシティブな問題としてあると思うんです。ですから、人だとか資本の移動の自由というのは、かなりセンシティブ

ブな問題を含んできているので、それに見合ったような。

須網 1点だけなんです。1条がすべての部分にかぶっているんですね。つまり、行動計画に従え、と。すべて行動計画に従って自由化するという話でして、その行動計画というのはコンセンサスでまた決めるわけです。全部の条文にいちいち行動計画に従えと書いたらうるさいから、こういう書き方をしたんですけれども、こう書いているからすべてもう並行して自由だというのはちょっと違うんです。それだけちょっと付言します。おっしゃることはとてもよくわかります。

末廣 簡単に。中村さんの2ページ目の目的、協働目的1、2、3、そして5とあるんですけども、タイをずっとやってきた人間からすると、この協働目的の2の、英語で、ひっかかるのが4つくらいありますね。つまり、正文がだいぶ多様であって、間が食い違ってしまうというか。まず第1が、good global governanceで、governanceを今タイ語で訳しているのは、仏法と訳していますので、仏の法理というふうに評価されていますが、それとは別に、governanceというのは当然あるわけで、それが両方共存してしまっていると中身が全然違ってくるおそれがあるわけです。2番目に、democracyも今の政権は世界に2つのdemocracyがあると言ってますがそれは論外としても、the rule of lawが違う形で捉えられていまして、以前、行政が暴走した時に、裁判が排除できるという規定を設けちゃって、68条で。そういうことがあったので、今度の新憲法では司法が首相の暴走を制御するという形で、決定的に司法の介入を認めたと。今司法関係者が反対しているんですね。the rule of lawが法の統治ではなくて、裁判所が行政とか法に対して介入するという形で捉えられる可能性がある。

それからhuman rightsは、これはもうタイでは何回もあって、human rightsは要するに国王の下での法の平等であって、要するに国王を抜きにした人権とかは存在しないので、憲法は前から一貫して国民の基本的権利、人権といっちゃうとこれは危ないんですね。というよりも、それは使わない。で、human rightsじゃなくて、今だと人間の安全保障というミレニアムが入ってきたんです。だから、human rightsは人間の安全保障に言い換えちゃって。それでここで我々がいつているhuman rightsというのは、ほぼ国民の基本的権利で、国民の平等さは、国王の下でのみ保障されるという解釈になっています。最後に、the principles of equality and solidarity、これは一国の中の社会の中でのequalityなんですか。

中村 いや、これは地域全体です。

末廣 地域全体…。これはたぶんセンシティブ条項になると思うんですね。つまり、地域

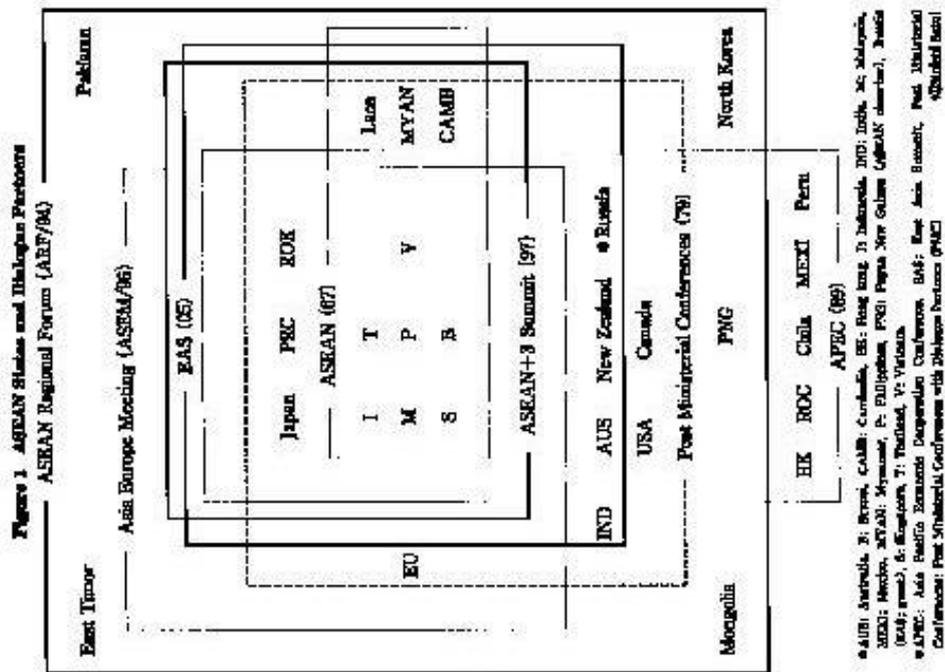
全体といいながら、オルタナティブとしてマイノリティの権利保護とはっきり書いておられる。これは何を意味しているか。つまりマイノリティの、気づいてとしてですが、ここはセンシティブ条項として、僕だったらとらえてしまいます。そうすると例えば **democracy** とか **freedom**、その上の例えば **prosperity** とか、生活水準の向上とかはみんな **welcome** なんですけども、結構共通のユニバーサルな価値と思われるところでも、正文英語から各国語に入れたとたんに、特に僕は **the rule of law** というのが、この憲章の大きな目的だった法が、いつの間にか司法の、あれやっぱり権力行使ができる司法機関に変わりがねない。なぜかという、今タイは枢密院が力を持っています。枢密院は大半が司法の出身ですからね。ですから、枢密院が今の、今度の政権を監視するために、法の支配を前面に出してきたという理屈なんです。

中村 ご懸念はわかるのですが、私が書いた英語の多くは ASEAN 文書からきているんです。ですので、それ以上突っ込んでそれぞれの国がどう誤解するかというところまで、私にはわかりかねるところもありました。ですが、ご意見として伺っておきます。

丸川 だいぶ時間も過ぎております。論じ始めると、本当にいろいろ論点があるテーマで、また 7 月 21 日に国際シンポジウム、今度は外国からのお客様に、是非皆さんもその時に忌憚なきご意見をいただければと思います。今日はこれにてお開きとします。

(終了)

1. 東アジア地域主義の現状と問題点



出典：ISS Research Series no24,佐藤考一論文

2. 東アジア憲章案の基本構想

- (1) 東アジア概念：政治的概念。ただし、ASEAN+3がコア。憲章の掲げる共通の地域的課題に憲章の制度を通してコミットする諸国地域が「東アジア」。
- (2) 既存の枠組みと成果を活用
- (3) 東アジア憲章制度は、共通課題の認知機構、あるいは共通課題への対応措置の決定機構として制度化。
- (4) 地域的協働する上で、課題認知の土台となる共有価値・原則の提示は必要。また、合意形成のための組織面の準則もいる。
- (5) 具体的な協働のメリットと目標を示す、主たる共通政策課題に関する原則を明文化し（憲章本文）、具体的な短期・中長期の行動計画などを掲げる（附属書）。
- (6) 共有価値・原則や政策原則などは、世界秩序の形成に貢献できる内容にする。
- (7) 国家以外の活動主体の、地域大の秩序形成活動を支援し、その成果を享受できるような工夫も。

(8) 憲章案の構成

- ・前文
- ・目的・目標
- ・協力原則（共有する原則）
- ・政策原則
- ・組織規定
- ・最終規定
- ・附属書